

軽自動車税（市町村税）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人にかかります。
令和8年4月1日から、軽自動車税種別割は「軽自動車税」に名称が変わりました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車などの種類、排気量などによって定められています。主なものは次のページ参照。

◆身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。
詳しくは、市町村税務担当課（63ページ）にお問い合わせください。

※減免を受けることができるのは、自動車税及び軽自動車税を通じて一台です。したがって、自動車税で減免を受けた方は軽自動車税では減免を受けることはできません。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、一般的には4月に市町村から送付される納税通知書により4月末日までに納めます。

◆軽自動車などの登録手続き

軽自動車などの所有権の移転などがあったときには、それぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を売ったり、買ったりしたとき ——— 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき —— 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき ——— 抹消登録

◎登録についてのおたすねは

	車 種	登 録 先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
軽自動車税	軽 自 動 車	徳 島 県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	小 型 二 輪 車 250cc超の オートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	軽 二 輪 車 125cc超250cc 以下のオートバイ				
	原動機付自転車 125cc以下の オートバイ	各 市 町 村	「市町村税についてのお問い合わせ先」63ページ参照		

◆軽自動車税のグリーン化等について

地球温暖化・大気汚染防止に向けて、環境にやさしい軽自動車の開発・普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて税負担が軽減されるとともに、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい軽四輪車等については税負担が重くなります。

また、軽自動車等の性能・価格を考慮し、小型自動車との税負担の均衡を確保するため、軽自動車税の税率が引き上げられています。

主な標準的な税率は次のとおりですが、市町村によっては異なる税率を定めている場合がありますので、詳しくは市町村税務担当課（63ページ）にお問い合わせください。

◎軽自動車税（二輪車等）の年税額

車 種 区 分		標準税率
原動機付自転車 (125cc以下)	50cc以下又は0.6kw以下のもの	2,000円
	50cc超90cc以下又は0.6kw超0.8kw以下のもの	2,000円
	4.0kw以下のもの	2,000円
	90cc超又は0.8kw超のもの	2,400円
	三輪以上のもので、20cc超又は0.25kw超のもの	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）	3,600円
小型特殊自動車		市町村が条例で定める額
二輪の小型自動車		6,000円

◎軽自動車税（三輪以上）の年税額（平成27年4月1日以降の新車）

車 種 区 分				グリーン化特例（軽課） （初度検査の翌年度に限る）	
				概ね75% 軽減（※1）	概ね50% 軽減（※2）
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）			3,900円	1,000円
	四輪以上 （660cc以下のもの）	自家用	乗 用	10,800円	2,700円
			貨物車	5,000円	1,300円
		営業用	乗 用	6,900円	1,800円
			貨物車	3,800円	1,000円

（※1）電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合、または平成21年排出ガス規制に適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの）

（※2）平成30年排出ガス基準50%低減達成、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成した車両で、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準を達成したもの

（注）グリーン化特例（軽課）については、令和7年度に初度検査を受けた場合の内容です。

50%軽減は、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

◎軽自動車税（三輪以上）の年税額（平成27年3月31までに初度検査を受けたもの）

車 種 区 分				標準税率	グリーン化特例（重課） （初度検査から13年超の車に係る税率）
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）			3,100円	4,600円
	四輪以上 （660cc以下のもの）	自家用	乗 用	7,200円	12,900円
			貨物車	4,000円	6,000円
		営業用	乗 用	5,500円	8,200円
			貨物車	3,000円	4,500円

（注）電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象外です。